

答 申 第 6 6 号
令和2年7月27日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 竹 本 真 紀

青森県個人情報保護条例第36条第1項の規定による諮問について（答申）

令和元年6月27日付け青公委第36号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

D V加害事実聴取記録等についての不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、開示請求の対象となった「警察職員が「DV加害者」とされた私から、当該事情（具体的なDV加害事実）について聴取したことが分かる文書」に記録されている保有個人情報について不開示としたことは、結論において妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 保有個人情報開示請求

審査請求人は、平成31年4月9日、実施機関に対して、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、次に掲げる行政文書に記録されている保有個人情報について、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) ①〇〇がDV被害の具体的様態を訴えた日から、②私がDV加害者に認定された日までの期間に、警察職員が「DV加害者」とされた私から、当該事情（具体的なDV加害事実）について聴取したことが分かる文書
- (2) 上記(1)の①と②の日付が記載された文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対し、令和元年7月22日付け弁明書において、実施機関が「警察職員が、開示請求者以外の個人からの申告に基づいて審査請求人をDV加害者と認定するに至った具体的内容及び措置内容」と説明する情報（以下、当該情報を「本件保有個人情報」という。）を本件開示請求に係る保有個人情報として特定した上で、その全てが条例第21条第1項第4号及び同項第8号に該当するとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成31年4月18日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年6月6日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件処分について審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実在しないはずの文書を「不開示」としてはならないし、仮に実在するのであれば、虚偽の事実を記載した不適切なものであるから、本件処分を取り消し、本件開示請求の対象として特定した保有個人情報について「開示する」との決定を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書の審査請求の理由

ア 私は、〇〇警察署から、私がなしたという「DV加害事実」について具体的に知らされたことはなかったし、それについて事情聴取をされたこともなかった。それなのに、「DV加害事実」について当該事情を私から聴取したという文書が存在するのは奇妙奇天烈な話である。

イ 当時の担当職員が虚偽事実を作出して記載したとしか考えられない。そのため、当該文書の全部開示と訂正を求める。

(2) 令和元年7月22日付け弁明書に対する反論

ア 実施機関の弁明書は、私が求めている開示請求の趣旨とは無関係な弁明だったと思料する。私が求めているのは、平たく言えば、「私自身が警察官から事情聴取を受けて、私が警察官に対して話した内容が書かれている文書」である。

ところが、弁明書は、まるで私が「配偶者が警察官に対して話した内容が書か

れている文書」の開示を求めているかのような前提で「開示ができない」と弁明しており、それは至極、的はずれなものではないではないか。

イ 私は、「具体的なDV加害事実について、警察職員が私自身から聴取したことが分かる文書」の開示を求めているのであって、配偶者の供述に係る文書の開示を求めているものではない。つまり、私自身と警察職員との間で、具体的にDV加害事実について話し合いが持たれた事実があったのかということが大切なポイントになる。

ウ これまで私は、警察職員から、「こういうことはDVだからやめたほうがよい、やめなさい」など注意や警告を受けたこともなければ、私がなしたという「加害事実」について知らされたことは一切ない。また、私自身が「自分はこのようなDVをはたらいた」と自白したこともない。

そうした事実がないにもかかわらず、警察はそのような事情聴取が「あったこと」にして、本来あるはずもない文書の存在を認めるという、社会通念上、不適切な対応になっていると感じる。

(3) 令和元年9月13日付け弁明書に対する反論

ア 私は、私以外の方が何を言ったのか開示せよという主張をしていないのに、実施機関は、毎度のごとく論点をずらし、「関係者から事情聴取をするなどして警察で知り得た事実や内容、更には同内容から判断した内容や措置が外部に漏洩することになれば、警察への信用は大きく失われ…」という的はずれな弁明を繰り返すのみである。そのような弁明は不要である。

イ 私は、警察官に対して、具体的なDV加害事実を話したことなど皆無なので、あたかも話したことになっているような弁明書はおかしなものと思うが、警察官が私を誘導したり、騙したり、言葉尻を捉えて故意に事実を曲解した可能性がある。私が話したという部分だけで構わないので開示してもらいたい。私が保有する録音記録と照合し、不実は訂正してもらいたいものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 令和元年7月22日付け弁明書

(1) 本件開示請求の対象として特定した保有個人情報について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第23条において、「配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。」と定められている。この「職務上関係のある者」には、当然、警察職員も含まれており、警察においては、配偶者暴力防止法に基づき入手した情報については、その取扱いに細心の注意を払っているところである。

また、条例第21条第1項第4号は、「開示請求者以外の個人に関する情報(中略)であって、(中略)開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」を不開示情報と定めている。

本件保有個人情報の内容は、警察職員が、審査請求人以外の特定の個人(以下「特定個人」という。)からの申告に基づいて審査請求人をDV加害者と認定するに至った具体的内容及び措置内容である。

DV事案について申告した内容が、特定個人以外の第三者に開示されることとなれば、特定個人が精神的負担を感じることに加え、人間関係に支障を来すなど、特定個人の権利利益を害するおそれが認められることから、その文書の名称や作成時期等についても、何人にも教示することはない。

(2) 条例第21条第1項第4号該当性について

上記(1)のとおり、本件保有個人情報は、特定個人からの申告に基づいて作成されたものであることから、特定個人に関する情報が当然に含まれており、これを開示することにより、特定個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第21条第1項第4号に該当すると判断したものである。

(3) 条例第21条第1項第8号該当性について

本件保有個人情報が、特定個人以外の者に開示されることになれば、警察と特定個人との信頼関係を損ねるだけでなく、特定個人が申告内容を第三者に知られるのを恐れて被害申告をためらうなど、警察が行う業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第21条第1項第8号に該当すると判断したものである。

2 令和元年9月13日付け弁明書

(1) 本件保有個人情報、審査請求人が開示請求した内容が含まれる、審査請求人以外の個人情報が記載されたものであるが、同情報は、全体として一体不可分の「開示請求者以外の特定の個人を識別することができる」こととなる記述等であり、その一部を切り取って開示することが不可能である。

(2) また、「DV加害者として事情聴取した」とするならば、対象の文書は存在しないが、本件開示請求により特定した本件保有個人情報全体、すなわち、特定個人からの申告に基づいて作成した一連の文書全体を通じて、審査請求人から警察官が聴取した記録は存在し、審査請求人を含む関係者からの聴取等により、DV行為が存在すると認めたものである。

ただし、同記録は、特定個人に関する個人情報であることから、条例第21条第1項第4号に該当し、特定個人の権利利益を保護するため、不開示決定とした。

(3) また、関係者から事情聴取するなどして警察で知り得た事実や内容、更には同内容等から判断した内容や措置内容が外部に漏えいすることになれば、警察への信用は大きく失われ、今後の同種事案の処理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件保有個人情報は、条例第21条第1項第8号に該当し、警察の事務又は事業の適正な運営を確保するため、不開示決定とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、個人情報の保護に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とするものであり（第1条）、実施機関は、条例で定める要件を満たした自己を本人とする保有個人情報の開示請求に対しては、第21条第1項各号に掲げる不開示情報のいずれかが記載されている場合を除き、原則として当該保有個人情報を開示しなければならない旨の条例上の義務を負うものである。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即して個別、具体的に判断するものである。

2 本件開示請求の対象となった保有個人情報について

本件開示請求に係る開示請求書の記載内容を合理的に解釈すれば、本件開示請求の対象は、次の(1)ないし(3)に掲げる保有個人情報であると認められる。

- (1) 警察職員が審査請求人から具体的なDV加害事実について聴取したことが分かる文書に記録されている保有個人情報（以下「本件対象情報1」という。）
- (2) 特定個人がDV被害の具体的様態を訴えた日の日付が記載された文書に記録されている保有個人情報（以下「本件対象情報2」という。）
- (3) 実施機関が審査請求人をDV加害者と認定した日の日付が記載された文書に記録されている保有個人情報（以下「本件対象情報3」という。）

3 当審査会の調査審議の範囲について

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、実在しないはずの保有個人情報を「不開示としてはならない旨述べるとともに、反論書においては、「私は警察官に対して、具体的なDV加害事実を話したことなど皆無」であるにもかかわらず、「警察はそのような事情聴取が「あったこと」にして、本来あるはずもない文書の存在を認める（中略）不適切な対応になっている」と主張している。
- (2) 審査請求人の上記主張に照らすと、本件審査請求については、本件開示請求の対象となった本件対象情報1から本件対象情報3までのうち、本件対象情報1の存否について明確にする趣旨であると解するのが相当である。
よって、当審査会は、本件審査請求の趣旨を踏まえ、本件処分のうち、本件対象情報1の存否に係る判断の妥当性について調査審議するものである。

4 本件対象情報1に係る処分の妥当性について

(1) 本件対象情報1に係る処分の内容について

ア 本件処分に係る不開示決定通知書には、実施機関が特定した本件保有個人情報が条例第21条第1項第4号及び同項第8号に該当する旨の記載があるだけで、本件対象情報1から本件対象情報3までのうち、どの保有個人情報に対応するのかについては何も記載されておらず、また、弁明書においても、「「DV加害者として事情聴取した」とするならば文書は存在しない」との記述があるだけで、本件処分の内容及び理由についての具体的な説明がないため、実施機関が、本件対象情報1に関してどのような判断を行ったのかが明らかではない。

イ そこで、当審査会が諮問実施機関に対し、実施機関が特定した本件保有個人情報 は、本件対象情報1から本件対象情報3までのうち、どの保有個人情報に対応 するのか説明を求めたところ、諮問実施機関はその提出した書面において、本件 保有個人情報は、本件対象情報2に対応するものであって、本件対象情報1とし て特定すべき保有個人情報は存在しない旨述べている。

(2) 本件対象情報1として特定すべき保有個人情報の存否について

ア 上記のとおり、諮問実施機関は、本件対象情報1として特定すべき保有個人情 報が「存在しない」と説明しているので、以下、本件対象情報1として特定すべ き保有個人情報の存否について検討する。

イ 一般的に、警察におけるDV被害相談では、被害者が、DV加害者に知られて 更に深刻な被害を受けることをおそれて、警察職員によるDV加害者への事情聴取 や口頭注意を望まないことも少なくないと思われる。

このため、実施機関においては、事案の危険性等を考慮の上、被害者に配慮し て、DV加害者に対して当該加害事実について聴取しないこともあり得ると考え られる。

ウ そして、審査請求人自身、反論書において、「私は警察官に対して、具体的な DV加害事実を話したことなど皆無」であると主張していることも踏まえると、 本件対象情報1として特定すべき保有個人情報を保有していないとする諮問実施 機関の説明は不合理であるとは言えず、また、当該情報の存在を推認させるよう な事情も認められないため、実施機関は、当該情報を保有していないと解するの が相当である。

(3) 小括

以上のことから、実施機関は、本件対象情報1として特定すべき保有個人情報を 保有していないと認められるので、本件対象情報1に係る保有個人情報を不開示と したことは、妥当である。

5 結論

本件処分に係る不開示決定通知書の記載からすると、本件対象情報1に係る保有個人 情報は、条例第21条第1項第4号及び同項第8号に該当することを理由に不開示と されたように見える。

しかしながら、前記のとおり、実施機関は、本件対象情報1として特定すべき保有個人情報を持っていないものと解され、本件処分において、実施機関が本件対象情報1に係る保有個人情報を不開示としたことは、結論において妥当であると認められるので、第1のとおり判断する。

6 参考

当審査会は、本件審査請求の趣旨を本件対象情報1の存否であると解して、上記の結論を導いたものであるが、その調査審議の過程において、本件対象情報2及び本件対象情報3に係る処分の妥当性についても検討を行っていることから、参考までにその結果を記す。

(1) 本件対象情報2に係る処分について

ア 実施機関は、本件対象情報2に係る保有個人情報として、本件保有個人情報を特定した上で、その全てが条例第21条第1項第4号（開示請求者以外の個人情報）及び同項第8号（事務事業情報）に該当するとして不開示としている。

イ 本件保有個人情報は、実施機関が特定個人からの供述により入手した、審査請求人から受けたとされるDV被害等についての情報であるが、当該供述は、DV被害相談という事務の性質から、秘匿されることを前提に行われたものと考えられ、本件保有個人情報を公にすると、実施機関と相談者との信頼関係を損なうだけでなく、今後、相談内容が関係者に公になることをおそれて供述をちゅうちょするなど、警察業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ よって、実施機関が特定した本件保有個人情報は、その全体が条例第21条第1項第8号に該当するものといえるから、同項第4号への該当性を判断するまでもなく、実施機関がこれを不開示としたことは妥当であると認められる。

(2) 本件対象情報3に係る処分について

ア 当審査会が諮問実施機関に対し、本件対象情報3に係る処分の内容について説明を求めたところ、諮問実施機関はその提出した書面において、本件対象情報3として特定すべき保有個人情報は存在しない旨述べている。

イ 調査審議の結果、諮問実施機関の上記説明は不合理であるとは言えず、また、当該情報の存在を推認させるような事情も認められないため、実施機関は、本件対象情報3として特定すべき保有個人情報を保有していないものと考えられる。

7 付言

本件処分の妥当性について、当審査会は、以上のとおり判断するが、なお次のとおり付言する。

(1) 本件処分に係る不開示決定通知書の記載について

実施機関は、本件処分に係る不開示決定通知書において、「開示請求に係る保有個人情報として特定した行政文書」欄（正確には「開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容」欄であり、誤記であると考えられる。）を斜線で消し、特定した保有個人情報の内容を一切明らかにしていない。

その理由について、実施機関は、令和元年7月22日付け弁明書において、「特定個人の権利利益を害するおそれが認められることから、その文書の名称や作成時期等についても、何人にも教示することはない」と述べているが、仮にそのような特段の事情があるとしても、個人の権利利益が害されない程度まで抽象化して記載するなどの配慮をすればよいのであって、何の情報も記載しないことの理由にはならないものである。

加えて、同通知書の「保有個人情報を開示しない理由」欄に記載されている不開示理由についても、本件対象情報1から本件対象情報3までのうち、どの保有個人情報に対応するのかが明らかとされていないため、不存在である保有個人情報まで存在するとの誤解を与えかねないものとなっている。

以上のように、本件処分に係る不開示決定通知書の記載は、理由の提示について定めた青森県行政手続条例（平成7年青森県条例第17号）第8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものと言わざるを得ない。

実施機関においては、今後の開示請求に係る事務手続において、この点について十分に留意されたい。

(2) 開示請求の趣旨の確認について

本件処分において、実施機関が本件開示請求の趣旨を正しく把握していれば、本件開示請求の対象が本件対象情報1から本件対象情報3までに区分されることを認識できたはずであり、不開示決定通知書には、それぞれの情報について不開示理由が明示されたと考えられる。さらには、不存在である本件対象情報1が存在するとの誤解を生じさせることもなく、本件審査請求まで至らなかった可能性もあったと思料される。

開示請求書に記載の文言から複数の解釈が可能である場合など、対象となる保有個人情報の特定に当たり疑義が生じるときは、開示請求に係る事務を円滑に行うた

めにも、事前に開示請求者に請求の趣旨を確認すべきである。

実施機関においては、今後の開示請求に係る事務手続において、必要に応じて開示請求者に連絡を取り、開示請求の趣旨を的確に把握することに留意されたい。

(3) 存否応答拒否による対応の検討について

本件開示請求は、特定個人が審査請求人から受けたとされるDV被害について実施機関に相談した事実を前提として、それに関連する保有個人情報の開示を求めるものであるから、対象となる保有個人情報の存否を答えることは、特定個人が実施機関に対してDV被害の相談をしたことが明らかになるものと認められる。

DV被害について警察へ相談した事実が明らかになることで、相談者に新たな危害が及ぶことも想定されるのであるから、DV被害の関係者から開示請求があった場合には、相談者の生命・身体の安全を確保するためにも、条例第23条の規定により、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにせずに開示請求を拒否する対応を取り得ないか、慎重に判断しなければならないものである。

実施機関においては、今後の開示請求に係る事務手続において、この点について十分に留意されたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和元年6月27日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
令和元年7月22日	・ 実施機関からの弁明書を受理した。
令和元年8月16日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
令和元年9月13日	・ 実施機関からの弁明書(2)を受理した。
令和元年9月20日 (第103回審査会)	・ 審査を行った。
令和元年9月26日	・ 審査請求人からの反論書(2)を受理した。
令和元年10月10日	・ 実施機関からの弁明書(3)を受理した。
令和元年10月18日 (第104回審査会)	・ 審査を行った。
令和元年10月24日	・ 審査請求人に対して書面の提出要求を行った。
令和元年11月11日	・ 審査請求人からの書面を受理した。
令和元年11月15日 (第105回審査会)	・ 審査を行った。
令和元年11月20日	・ 諮問実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和元年12月20日	・ 諮問実施機関からの書面を受理した。
令和元年12月20日 (第106回審査会)	・ 審査を行った。

令和2年1月17日 (第107回審査会)	・審査を行った。
令和2年1月23日	・諮問実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和2年2月14日	・諮問実施機関からの書面を受理した。
令和2年2月14日 (第108回審査会)	・審査を行った。
令和2年3月18日 (第109回審査会)	・審査を行った。
令和2年5月29日 (第110回審査会)	・審査を行った。
令和2年6月19日 (第111回審査会)	・審査を行った。
令和2年7月17日 (第112回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文社会科学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長
森 雄亮	弁護士	会長職務代理者

(令和2年7月27日現在)